

仕 様 書 （案）

1. 件 名

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築工事実施設計・施工事業者
発注検討支援業務委託

2. 契約期間

契約の日から令和8年3月27日まで

3. 業務の目的

本業務は、世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想見直し及び基本設計業務の内容を踏まえ、世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築工事（以下、「本事業」という）の実実施設計・施工事業者選定プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という）に係る事業者選定方法の検討、要求水準書等の作成等、区が行う一連の手続きについて、法的、技術的な調整・支援を行うことを目的とする。

4. 業務内容

（1）発注方式の検討支援

区がこれまでに検討した発注方式案を踏まえ、各発注方式の特徴を比較整理し、本事業の着実な前進のため、実施設計・施工の一括発注とその他発注方式との比較検討を行う。

（2）要求水準書の作成支援

区が随時提供する基本設計成果品等を活用し、要求水準書に添付する改築事業工程計画、ローリング計画及び既存擁壁再構築のための諸条件を整理し資料の作成を行う。

（3）事業者へのサウンディング調査

プロポーザルの公告を行う前にプロポーザルの提案募集要領や要求水準書等の内容について、複数（3社以上）の事業者にサウンディング調査を行い、必要があれば公告内容の見直しを行う。

（4）事業者選定に係る支援

公告後に受付する質問の内容を取りまとめ、回答案を作成する。

（5）業務報告書の作成

本業務で検討した内容、作成した資料等を整理し、報告書としてとりまとめる。

（6）打合せ協議、プロポーザル審査委員会開催支援

打合せ協議は5回程度とし、本業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うこととする。なお、必要に応じて、適宜、電話・電子メール等で協議を行うものとする。また、打合せ内容については、その都度協議記録を提出し、区の担当者の確認を受ける。

5. 成果品

成果品として、以下のものを提出する。

- ・ 報告書 A 4 判 2 部
- ・ 原稿デジタルデータ (CD-R) 一式
- ※CD-Rはウィルスチェックを行い、ウィルスチェック済みのシールを貼ること。
- ※報告書内に載せる図面については、編集可能なデータも提出すること
- ・ 業務完了までの会議録 一式

6. 納入場所

世田谷区教育政策・生涯学習部教育環境課

7. 権利の帰属

成果物及び成果物作成上まとめた各種データの著作権等の権利は、区に帰属するものとし、受託者は区の承諾なしに使用または公表してはならない。

8. 支払方法

検査合格後、請求に基づき支払う。(一括払い)

9. 資料提供及び返還

- (1) 区は、受託者に対し本件業務遂行に必要な資料等を受託者から貸与の申請があり次第その是非を検討し、提供可能な場合は無償で貸与及び開示を行う。また、当該資料について本件業務遂行上不要となった等により区から返還の指示があった場合は、受託者はすみやかに返還しなければならない。
- (2) 受託者は、区から提供された資料等を適切に管理し、区の事前の許諾なくして複製及び第三者に提供してはならない。

10. 留意事項

- (1) 受託者は、区担当課と協議の上、業務に必要な調査を行い、関係法令に基づき資料を作成する。
- (2) 受託者は、業務の詳細及び進め方については、区担当課と協議の上、業務の目的を達成しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進行については、区担当課に報告し、承認を受けなければならない。
- (4) 受託者は、本業務により知り得た砧小学校・砧幼稚園改築事業に関わる情報その他の情報を、区の事前の許諾なくして第三者に漏らしてはならず、この旨を委託業務に従事する者へ周知徹底しなければならない。また、契約期間満了後も、同様とする。
- (5) 別紙「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項）」を遵守すること。

- (6) 本業務の主要な部分については、再委託することはできない。本業務の主要な部分以外を再委託する場合は、事前に区担当課の承諾を得ること。ただし、印刷、資料整理等の簡易な業務の再委託については、区担当課の承諾は要しない。
- (7) 本仕様に定めた事項及び内容等に、疑義が生じた事項については、その都度、区担当課と協議の上、決定する。

11. 区担当課

世田谷区教育政策・生涯学習部教育環境課

TEL：03-5432-2663 FAX：03-5432-3029